

拘禁二法案

対策本部ニュース

No.84

2003年4月1日

主な内容

- ☆名古屋刑務所問題の新たな展開..... 5
- ☆受刑者処遇勉強会..... 5
- 第14回ワーキンググループ会議報告..... 5
- ☆「刑務所・拘置所110番」実施報告 6
- ☆川崎拘置支所設置で法務省と川崎市に要請... 6

●このニュースについては
拘禁二法案対策本部までお問い合わせください●

名古屋刑務所事件について、
2001年から2002年にかけ
て発生した3件の死亡・重傷事件
に関する刑事手続きが始まった。
以下では、2月28日になされた当
時の名古屋刑務所長外に対する處
分、3月5日になされた「行刑運
営に関する調査検討委員会」(以
下、「行刑調査検討委員会」)に対
する法務大臣指示を紹介したい。
なお、この問題については、「法
律新聞」に拙稿を掲載していただ
いたので、詳細は、同紙3月14日
号、3月28日号を参照していただき
くこととし、できる限り重複を避け
て述べることとする。

◇事態の徹底的究明を
2月28日の関係者への行政処分
は、当時の名古屋刑務所長外合計
11名に最高停職3ヶ月の処分を課
したものである。2月28日付日弁
連会長コメントでも触れられてい
る。

名古屋刑務所事件における関係者の処分に関する日弁連コメント

日弁連及び各弁護士会は、刑
務所や拘置所の被拘禁者からの
人権救済申立に対し、法務省や
各地の刑務所等に警告等を發
し、人権救済のために努力して
きた。

今回の処分は、これまで、ほ
とんど顧みられなかつた刑務所
・拘置所における人権侵害の事
実を認めたものである。
刑務所内で発生した一連の事
件の重大性と、今般の処分を関
係者は真摯に受け止め、必要且
つ十分な再発防止策を講ずるよ
う、強く求めるものである。

(3)革手錠の使用を廃止するこ
と。

2003年 2月28日

会長 本林 徹

名古屋刑務所問題の新たな展開

拘禁二法案対策本部委員 田原 裕之 (名古屋弁護士会)

田原 裕之 (名古屋弁護士会)

織としている点で限界があり、法務省からも独立した第三者機関の設置を求める必要がある。

第三に、「行刑関係者の常識と世間の常識の一一致」を求めている。

第四に、「従来の常識や発想」と

異なる大胆な方策の検討」を求めている。現在行われている日弁連と法務省との勉強会でも、法務省の説明は、「従来の常識や発想」にとらわれた現状の説明に終始していた。それではいけないと

法務大臣も指示しているのであ
る。

第五に、「刑務所の運営が国民
と協働して行われるような改革」

を行なうための「行刑改革会議」には、久保井

一匡前日弁連会長と太平光代会員

が委員として参加することになっ

た。日弁連では「行刑改革会議バ

ックアップチーム」を設置し、同

会議の運営を注視しながらこの2

名を最大限支援していく。

第六に、意識改革、人権意識の改善を求めている。ここでは、国連自由権規約委員会からわが国

に対する勧告の中で、自由権規約

が含まれている。日弁連は、この

大臣指示が真にあるべき行刑への

改善が問題にされているようにも読

められるが、矯正局の幹部から人権教

育、意識改革を行わなければ現

在する人権教育の徹底が求めら

れていることが想起される。大臣

指示では、現場職員の意識改革だ

として、否認的見解を示した。

現時点では答えるべきではないと

考へている。特別調査チームの調

査搜査が始まつたばかりであり、

これに対し、吉野局付から、「強

制搜査が始まつたばかりであり、

それが、第一次的には身柄を預かっ

ておらず、徹底した真相解明が求

められる。

◇法務大臣指示のもつ重要な意義

の過去10年分の死亡事案について

革手錠使用件数が、2001年以

降に急増していること、府中刑務

所、大阪刑務所に比しても突出し

て多いことの理由、②名古屋刑務

所における他の負傷事件、③全国

の過去10年分の死亡事案について

革手錠廃止に踏み込んだ

刑調査検討委員会本年2月13日発足。

委員長は但木法務事務次官)に対

して、大臣指示をした(全文は法

務省のホームページで公開されて

いる)。その内容の骨子は以下の

ところにある。

第一に、革手錠廃止に踏み込ん

だ。大臣指示の後に行なわれた但木

事務次官の会見では、6カ月後に

廃止するとされている。遅々に失

したとはしきよつやく廃止への方

向を踏み出したものであり、大い

に評価したい。一方、大臣指示は、

6カ月の間に代替方法を検討する

としており、この代替手段の検討

にあたっては、弁護士会やその他

外部の意見を十分に反映させるこ

とが必要である。

第二に、救済申立を矯正局から

独立した体制で処理することとの検

討を指示している。これは、一步

前進であるが、なお、法務省内組

合しておらず、徹底した真相解明が求

められる。

第三に、革手錠廃止の検討結果等は、

本日この場では答えない。そ

もそも、検討結果の公表について

は、少數の有識者に対してこの場

で回答するのがいいのか、広く國

民に知らせるべきなのか模索して

いる。今後全国調査をするか否か

も回答できぬ」と実質回答拒否

の回答がなされた。

この回答を受けた、日弁連委員

から、「率直に意見交換をするのが

勉強会の趣旨ではないか」と回答

を迫ったが、法務省の口は堅く、有

意義な意見交換はできなかつた。

この回答がなされた。

この回答を受けた、日弁連委員

から、「率直に意見交換をするのが

勉強会の趣旨ではないか」と回答

を迫ったが、法務省の口は堅く、有

意義な意見交換はできなかつた。

この回答がなされた。

この回答がなされた。</p

「刑務所・拘置所110番」実施報告

拘禁二法案対策本部幹事 田鎖 麻衣子(第二東京)

名古屋刑務所における受刑者死傷事件を契機に、刑務所内における人権状況への社会的関心が飛躍的に高まったことを受け、当対策本部では、日弁連人権擁護委員会と共に、全国の単位会に「刑務所・拘置所110番」と銘打ち、被拘禁者の人権状況に関する実態調査の実施を呼びかけた。日弁連

・単位会を通じて初の試みである上、情報の送り手となる被拘禁者側の外部交通の制限や、逆に弁護士会側での対応能力の問題など多くの困難があつたが、この機を逃すことなく施設内の実態を少しでも明らかにして、併せて人権擁護法案に対し有効な批判を加えるためにも、不十分さは承知の上で実施

すべきとの結論になった。

具体的には、①3月3日から10日までの間の1日以上の日を、「110番」実施日として特設電話を設置し、元被拘禁者や家族等からの架電を待つ、②聴取事項は、保護房収容・革手錠使用、刑務官による暴行に関する事案を最低限度の範囲とし、それ以外の領域(医療・外部交通・懲罰など)についても各実施主体の判断に委ねた。

その結果、36単位会と1地区連合会(近畿)の合計42弁護士会の参加を得て、全国から110件の電話(他に警察関係など約10件)が寄せられた。以下、具体的な内容を概観する。

②まったく無抵抗なのに革手錠を使用されたとの訴え(3件)、革手錠のベルトを緊縛されたとの訴え(4件)など、施設を問わず共

通の訴えが多くあり、違法な保護房・革手錠使用・暴行事案が、日本刑務所・拘置所に普遍的な問題であることを、改めて印象付け

られた。

③保護房への収容についての発生は防止できたのである。

そして、5月事件・9月事件が発覚した後も、本事件についても、「自傷事案であり問題はない」旨の国会答弁をしていた。

その時点で適切な対応がなされていれば、5月事件・9月事件

院での治療を行わない(3件)など

の訴えがあり、その結果死亡した事案が4件、失明した事案が2件と、刑務所・拘置所における医

療体制の不備と深刻さが浮き彫り

た事案が4件、失明した事案が2件と、刑務所・拘置所における医

療体制の不備と深刻さが浮き彫り